

工事費内訳書について

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業者は入札契約適正化法の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)の入札に参加するにあたって、自己の見積金額にかかわらず、平成27年4月1日から入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を提出することになっています。

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、入札契約適正化法が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました(入札契約適正化法第12条)。

1. 工事費内訳書の提出

ぐんま電子入札共同システムにおいて、契約担当者が発注案件ごとにエクセルファイルにより添付した「工事細別の大項目以上等」で構成する工事費内訳書の所要欄に、入札参加者は金額等を入力するとともに、検算等により内容を確認したうえで、ぐんま電子入札共同システムにより「エクセルファイル」で契約担当者に提出してください。

2. 工事費内訳書の入力にあたっての留意事項

- (1) 特段の問題がなければ、前掲の「工事費内訳書の作成例」における工事価格は万円単位、それ以外の項目は百円単位としてください。
- (2) 工事費内訳書(エクセルファイル)は、誤りが無いよう検算してください。なお、計算式を挿入することも可とします。

3. その他

低入札価格調査制度を適用している案件で低入札価格調査の対象となった場合は、群馬県低入札価格調査制度実施要領に基づき、契約担当者が入札参加者に、必要に応じて入札価格の内訳書を徴することがあります。

内訳書に記載すべき内容(入契法第12条及び入契法施行規則第1条)

・材料費及び労務費

直接工事費の内数を記載する。

材料費

主要な材料費は必須。

雑材料や建設機械に使用される燃料費は任意。

労務費

当面の間、積み上げ可能な方式（歩掛等）で積算する。

市場単価方式や標準単価方式による積算した労務費は計上しなくてよい。

・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額

労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額を記載する。

・建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)

建退共対象者がいる場合

必要金額を記載する。

建退共対象者がいない場合

金額欄に「－」と記載する。

・労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)

関連する項目が多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

[安全衛生経費]
(土木工事の場合)

直接工事費のうち

足場、支保工、土留め、土留め支保工、作業構台、交通規制、仮囲い

間接工事費のうち

調査費用、交通管理に要する費用、倉庫・材料保管等に要する費用、疾病・衛生対策費、安全訓練研修等に要する費用